

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

令和 8 年 月 日

分任支出負担行為担当官

檜山森林管理署長 徳永 隆則 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし、奥尻地区公務員宿舎修繕工事の代金として

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び契約条件を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 奥尻地区公務員宿舎修繕工事
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官

檜山森林管理署長

徳永 隆則 殿

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1. 仮設工事		式	1.0			
2. 解体工事		〃	1.0			
3. 建具改修工事		〃	1.0			
4. 木工事		〃	1.0			
5. 内装改修工事		〃	1.0			
6. 運搬・宿泊・フェリー代		〃	1.0			
7. 諸経費		〃	1.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1. 仮設工事						
養生費		m ²	49.3			
清掃・方付け		〃	49.3			
脚立足場 損料		式	1.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
2. 解体工事						
居間・洋室床解体		m ²	21.0			
和室 畳撤去		畳	6.0			
玄関ドア撤去		ヶ所	1.0			
勝手口撤去		〃	1.0			
和室ふすま撤去		式	1.0			
洋室ふすま撤去		〃	1.0			
解体材積込み		〃	1.0			
解体材運搬・産廃処分費		〃	1.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
3. 建具改修工事						
玄関ドア (オーダー)	YKKアパートドア材工共	ヶ所	1.0			
勝手口ドア (オーダー)	アルミ框ドア 材工共	〃	1.0			
洋間 押し入れ 引き違い (オーダー)	1600×2300 材工共	〃	1.0			
居間～洋間 引き違い (オーダー)	1600×2000 材工共	〃	1.0			
居間～和室 引き違い (オーダー)	1600×2000 材工共	〃	1.0			
和室 押し入れ 引き違い (オーダー)	2600×2300 3枚 材工共	〃	1.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
4. 木工事						
木材	105×105×3640	本	6.0			
木材	30×105×3640	〃	8.0			
木材	45×45×3640	〃	47.0			
大工工料		式	1.0			
ビス・洋釘・ボンド		〃	1.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
5. 内装改修工事						
床 化粧フローア貼り t 9.5	材工共	m ²	21.0			
床 下地合板張り t 12	材工共	〃	21.0			
床 グラスウール	材工共	〃	21.0			
グラスウール受けネット	材工共	〃	21.0			
床 ビニルフィルム張り 0.15		〃	21.0			
スライド巾木	材工共	m	20.0			
押し入れ床 ベニヤ張替		ヶ所	2.0			
和室畳 交換		畳	6.0			
同上 採寸費用		式	1.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
6. 運搬・宿泊・フェリー代						
1). 運搬費		式	1.0			
2). 宿泊費		〃	1.0			
3). フェリー代		〃	1.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1). 運搬費						
運搬費	1 tトラック損料	回	3.0			
運搬費	4 tトラック損料	〃	1.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
2). 宿泊費						
宿泊費		泊	48.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
3). フェリー代						
2等 旅客運賃	往復	往復	16.0			
1トン車 フェリー運賃	5m未満 往復	〃	2.0			
8トン トラック フェリー運賃	9M 未満 往復	〃	1.0			
大工 フェリー運賃	5m未満 往復	〃	2.0			
現場監理者 乗用車 フェリー運賃	5m未満 往復	〃	1.0			
【合 計】						

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
7. 諸経費						
諸経費		式	1.0			
【合 計】						

工事請負契約書(案)

- 1 工 事 名 奥尻地区公務員宿舎修繕工事
- 2 工 事 場 所 奥尻郡奥尻町字奥尻447番地
- 3 工 期 契約締結日の翌日から
令和8年11月30日まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金額 免 除
- 6 前 金 払 請負代金額の10分の4以内
- 7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
- 8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者 〔 〕監理技術者		第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第35条第1項
×	中間前金払		第35条第5項
×	部分払	回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

- 9 建設発生土の搬出先等 該当なし
- 10 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり
- 11 特 約 事 項 該当なし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 （住所） 檜山郡厚沢部町緑町162-28
 分任支出負担行為担当官
 （氏名） 檜山森林管理署長 徳永 隆則

受注者 （住所）

 （氏名）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造物分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建設設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

工 事 仕 様 書

1 工事概要

- (1) 工事名 奥尻地区公務員宿舎修繕工事
- (2) 工事場所 奥尻郡奥尻町字奥尻 447 番地
- (3) 工事内容 内訳書のとおり

2 工事仕様

(1) 共通仕様

仕様書、内訳書、図面に記載されない事項については、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築木造工事標準仕様書」（令和４年版）を基本とするほか、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した各標準仕様書とする。なお、上記適用基準は入札公告時における最新版とする。

(2) 特記仕様

一 般 共 通 事 項	共通事項	・ 工事施工に当たり、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、道路交通法、電気事業法及びその他の関係法令等を遵守すること。 ・ 工事着手前に居住者に施工内容及び留意事項について、事前に周知すること。なお、内容は、事前に発注者の承諾を得ること。 また、工事施工に際し、居住者等から意義の申し立てがなされる等、何らかの問題が生じた場合は、当該部分にかかる工事を直ちに中断し、速やかに監督職員に報告して指示を仰ぐこと。 ・ 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ・ この仕様書に明示されていない事項又疑義のある事項については、監督職員と協議の上、決定すること。
	工事関係図書	・ 施工に先立ち、施工計画書を作成し、発注者に提出すること。
	施工の写真管理	・ 受注者は当該工事の施工にあたって、各種工事区分・戸別毎に施工前と施工後の写真撮影により管理し、発注者に提出すること。
	材料	・ 工事に使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出し承諾を受けること。

	施工中の居住環境及び敷地周辺への配慮	・ 騒音が生じる施工は、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は行わないこと。 ・ 入居者及び敷地周辺への工事騒音・振動対策に努めること。
	その他	・ 施工に当たって、既存設備及び構造物並びに既存埋設物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
仮設工事	監督事務所 仮設建物	・ 設けない。 ・ 本工事の施工にあたり、発注者敷地に仮設建物等の設置を必要とする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、仮設建設物等に要する費用は全て受注者の負担とする。
	工事用電力及び用水	・ 発注者の負担とする。

2

位置図 奥尻地区公務員宿舎修繕工事

S = 1 : 1, 000



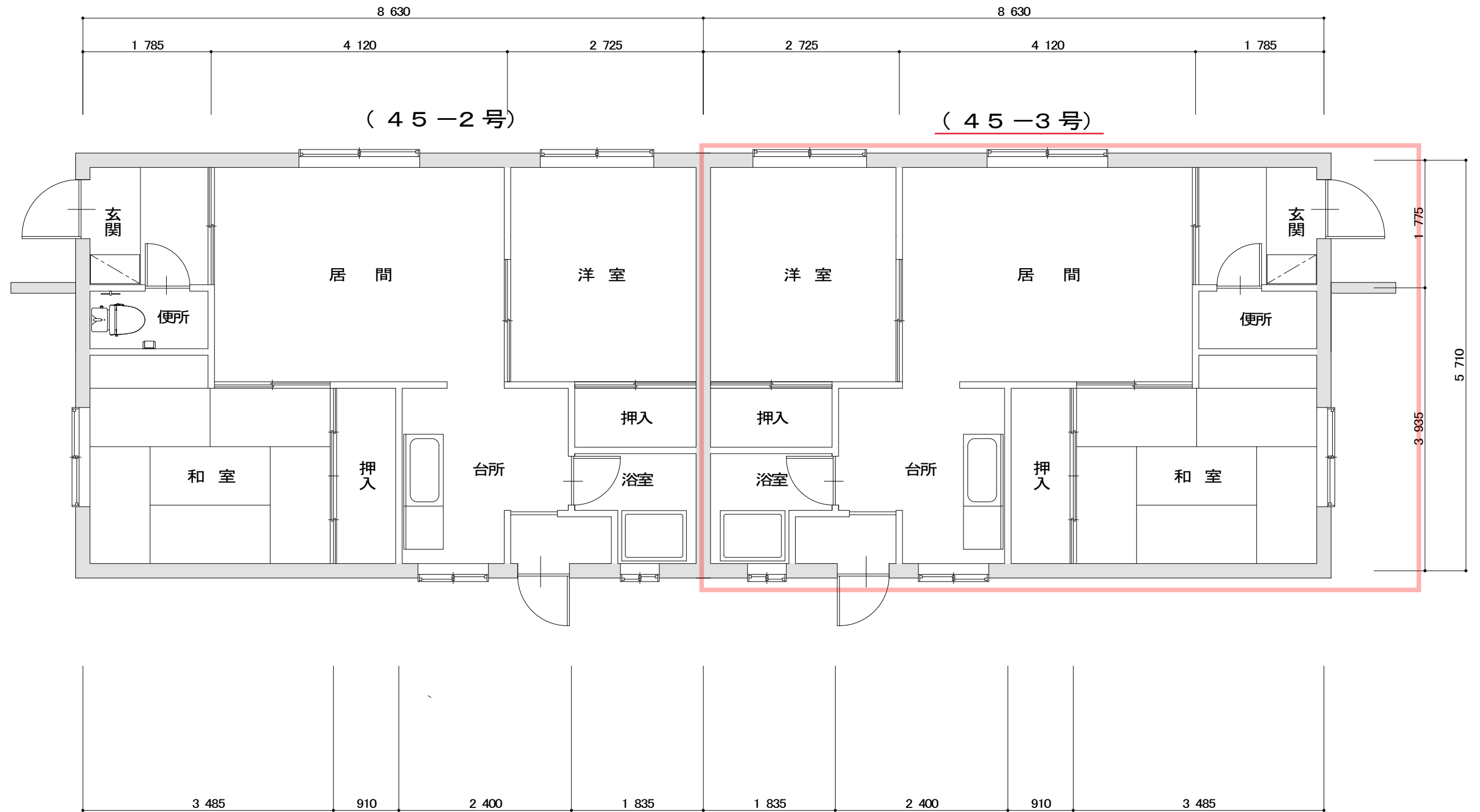
施工箇所



奥尻町役場
奥尻消防署

0 25 50 75 100 m





	特記	工事名	奥尻地区公務員宿舎修繕工事	図面名	現況平面図	縮尺	1／60	図面番号
		(4 5 - 3 号室)	設計年月					

玄関ドア



勝手口



居間・洋室





和室・畳



ふすま

